

休眠預金未来構想プラットフォーム評価分科会コメント（2017年12月1日）
第7回審議会 資料4 資金の活用の成果に係る評価に関する基本的考え方について

全体コメント

以下に「資料4」の逐語に対するコメントを対照表の形で示すが、大別して、大きなコメントは以下の通り。なお、休眠預金未来構想プラットフォーム評価分科会としては、この「基本的考え方」を改訂・更新するための助力を提供する用意があることもここに記しておきたい。

（1）評価の目的について

「資料4」では、I-3 において評価の目的について、「国民に対する説明責任」、「評価結果を資源配分に反映」、「民間公益活動の質の向上、独創的で有望な革新的な民間公益活動の発掘、民間資源の獲得（呼び込み効果）など、民間公益活動を効果的・効率的に推進する」の3点が列挙されているが、これらには、評価による「学び、改善」がハイライトされていないなど、さらなる精査が必要と考える。また、

- 休眠預金の資金の性格と「説明責任」のあり方は深く関係しており、休眠預金の活用からいかなる「説明責任」が派生するかは明確な整理が必要。
- 「評価結果を資源配分に反映」することが、安易に目標の達成度合いに基づく資源配分にならないような配慮が必要
- 「III. 留意すべき事項」に記載されている「本末転倒にならないように、社会的成果の最大化に向けた実効的な評価とする必要がある」については、留意点にとどめず、評価の目的に盛り込むべき。

（2）評価の実施主体について

民間公益活動に関しては、『評価の客観性や正当性を確保するという前提の下、評価の実施主体による「自己評価」が評価の基盤である』を記されているが、一方、「自己評価」「外部評価／第三者評価」「参加型評価」「伴走支援」などへの言及も見られる。評価主体の違いによる評価の特徴や強みを整理し、提示することによって、評価の適切な活用が可能になると考える。

- 「自己評価」を主軸に据えることには賛成。これによって、事業者の間に評価の有用性が十分理解され、評価を定着・普及させるために評価される側の「評価リテラシー」が向上すると考える。一方、特に資源配分と結びつける場合、「お手盛り」評価にならない仕組みの構築が必要。
- 民間公益活動団体、資金分配団体、指定活用団体という階層のなかで、上位団体が「点検・検証を行う」という構図になっているが、この「点検・検証」と「自己評価」の関係性に関して整理が必要。

- アカデミアと現場が効果的に連携して、事業単位を超えた知見の創出・共有が、評価によって達成できることを世に示す好機ととらえ、評価実施主体を構想すべき。

（３）その他評価の実施について

評価の多様性と「一定のルール」のバランスが大事であるという姿勢に同意。多様性を確保するには、資金分配団体単位、あるいはセクターや規模といった単位で評価ルールを複数もつような「自由度」を確保するなどの方策が構想できるのではないか。加えて、評価の実施により、資金獲得能力がある（規模が大きい、書類作成能力が高いなど）事業者に資金が集中し、地域の NPO 等の寡占化が進むといった現象が派生する可能性の功罪について十分議論する必要がある。

（４）評価コストに関して

評価コストの負担に関しては、「本来」どうあるべきか、「休眠預金活用」においてどうあるべきか、両面でしっかり議論することが必要。「本来、事業者自身の負担」という記載が見られるが、事業収益だけで事業を継続できない非営利・公益の事業には、補助金・助成金の提供が必須であり、評価コストを補助金・助成金の一部で充当できるように考え方を変革し、評価を行うことが当たり前という文化を作り上げることが必要ではないか。

（５）革新性の評価に関して

「III. 留意すべき事項」において、「ハイリスク」＝目に見える成果が短期間で出るとは想起しにくい活動の支援、に言及していることは評価できる。全体の構成として、まず、革新性に3つのタイプ（持続的、制度的、破壊的）があり、いずれのタイプの革新性も認められること、その上で、破壊的革新の場合の評価の体系を「II. 民間公益活動の評価」とは別体系で位置づけることは一案。また、特に一見地道な活動で「持続的イノベーション」を起こしていくことも革新として捉えるべきなど、革新の多様性に明示的に言及する必要がある。

休眠預金未来構想プラットフォーム評価分科会コメント（2017年12月1日）
 第7回審議会 資料4 資金の活用の成果に係る評価に関する基本的考え方について

逐語コメント

<p style="text-align: center;"><u>現行「資料4」</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>評価分科会コメント</u></p>
<p>※右記にコメントを付した対応箇所を_____で示した</p> <p>1. 全体の体系</p> <p>1. 本指針の性格 <u>_[確認1]</u></p> <p>○休眠預金等活用法では、「基本方針」において「資金の活用の成果に係る評価の実施に関する事項（法第18条第2項第6号）」を、「基本計画」において「休眠預金等交付金の資金の活用の成果に係る評価の基準及び公表に関する事項（法第19条第2項第4号）」を盛り込むことが規定されている。</p> <p>○指定活用団体及び資金分配団体並びに民間公益活動を行う団体は、これらを踏まえて、<u>具体的な評価指針又は評価のルールを策定し、評価を実施する。</u></p> <p>2. 適用範囲 <u>_[確認2]</u></p> <p>○対象は、休眠預金等交付金を活用して実施される民間公益活動全般とする。</p>	<p>第7回審議会資料5によれば、休眠預金等活用審議会が策定する「基本方針」（2018年春頃）ならびに「基本計画」（2019年夏頃）に基づき、2019年秋頃に、指定活用団体・資金分配団体における休眠預金等交付金の資金の活用の成果に係る評価指針が策定される予定となっている。この「評価指針」又は「評価のルール」策定に関しては、民間公益活動に詳しい評価専門家の関与が必要と考える。</p>

3. 社会的インパクト評価の目的 〔確認3〕

○休眠預金等交付金に係る資金の活用に当たっては、最終的に、国及び地方公共団体が対応することが困難な社会の諸課題の解決を図るといふ目に見えた成果を生み出すことが求められている。このため、プロセスの透明性や適正性の確保はもちろんのこと、成果の達成度合いを重視した「社会的インパクト評価」1を実施することで、成果の可視化に取り組む。

1 「社会的インパクト評価」とは、短期、長期の変化を含め、当該事業や活動の結果として生じた社会的、環境的な「変化」や「便益」等の「アウトカム（効果）」を定量的・定性的に把握し、当該事業や活動について価値基準を加える（評価を行う）ことである。「ロジックモデル」を活用することにより、「インプット」、「アウトプット」から「アウトカム」に至るまでの論理的な結びつきを明らかにした上で、①計画、②実行、③分析、④報告・活用の4つの評価過程を経て実施される。詳しくは、「社会的インパクト評価の推進に向けて～社会的課題解決に向けた社会的インパクト評価の基本的概念と今後の対応策について～（以下「社会的インパクト評価検討WG報告書」という。）（平成28年3月 内閣府・社会的インパクト評価検討ワーキンググループ）を参照。 _

○民間公益活動の成果に関し、社会的インパクト評価を行う目的は、以下のとおりである。

・休眠預金等の原資が国民の個人資産であり、かつその活用は、我が国において前例のない「社会実験」である。このため、事前に達成すべき成果について明示した上で、その進捗状況について継続的にしっかりと検証・評価を行い、積極的に情報発信することで、国民に対する説明責任を果たし、広く国民の理解と支持が得ることが出来る。

=>変更提案：『成果の達成度合いをわかりやすく示すための「社会的インパクト評価」』

評価の目的を提示されている3つに分類できるかどうかは、以下のポイントもあり、熟議が必要。特に、提示の3分類では、評価による「学び、改善」がハイライトされていない（「民間公益活動の質の向上」という言及にとどまっている）。

=>変更提案：『事前に達成すべき成果や予測しうる正負の副作用について明示した上で』

「国民に対する説明責任」という言い方からは、休眠預金が公的資金

・ 評価結果を適切に予算、人材等の資源配分に反映することにより、成果の実現を目指して、民間公益活動を効果的・効率的に行うことができる。 _

・ 厳正な評価を実施することにより、民間公益活動の質の向上、独創的で有望な革新的な民間公益活動の発掘、民間資源の獲得（呼び込み効果）など、民間公益活動を効果的・効率的に推進する結果が得られる。

II. 民間公益活動の評価 _

1. 評価の実施主体 _[論点1]

○民間公益活動の評価の実施主体は、その民間公益活動を実施する団体等であり、評価の客観性や正当性を確保するという前提の下、評価の実施主体による「自己評価2」が評価の基盤である。 _

2 「自己評価」：評価過程全体を、事業の実施主体が自ら行う評価 _

「外部評価」：評価過程のうち、「分析」について、事業の実施主体が外部の専門家に委ねる評価 _

「第三者評価」：評価過程全体を、事業の実施主体が、外部の第三者機関に委ねる評価 _

的性格をもっているニュアンスが読み取れるが、休眠預金の資金の性格（公的資金、準公的資金、民間資金）と「説明責任」のあり方は深く関係しており、休眠預金の活用からいかなる「説明責任」が派生するかは明確な整理が必要。

「評価結果を資源配分に反映」することが、安易に目標の達成度合いに基づく資源配分にならないような配慮が必要。すでに業績測定一般においては、それが資源配分を結びつくことにより目標値を低く設定する慣習とも結びついているほか、課題の大小や難易、想定外の正負の影響等、資源配分に直接結びつけることのできない「評価結果」も多く出されることは容易に想定できる。

どのような評価を「厳正」と定義づけるか注意が必要。「科学的厳密さ (rigorous)」という意味であれば首肯できるが、事業の種類や大小を問わない「厳密な(rigid)」な評価であってはいけない。

「自己評価」「外部評価／第三者評価」「参加型評価」「伴走支援」など、評価主体の違いによる評価の特徴や強みを整理し、提示することによって、評価の適切な活用が可能になる。

「自己評価」を主軸に構想するのに異論はないが、これを外部者・専門家目で制御する仕組みがないか、特に資源配分と結びついた場合、「お手盛り」評価になってしまう危険性が大きい。

○民間公益活動のうち、大規模なもの、重要なものや国民的な関心が高いもの等については、「外部評価」や「第三者評価」を行うことにより、評価の信頼性及び客観性を確保することも有効な方法である³。なお、公正で透明な評価を行う観点から、原則として利害関係者が加わらないようにする。利害関係者が入る場合には、利害関係者の氏名とその理由を明確にする。 -

³ 最近、事業実施団体や評価専門家だけでなく、事業が提供するサービスの受益者等も評価過程に参加して協働で評価を行う「参加型評価」が注目されている。 -

○評価の実務経験が少ない団体が、適切な自己評価を行うには、評価に必要十分な専門性を補完・確保するため、評価の専門家による評価の技術支援や研修、進捗管理等の「伴走型支援」が有効である。 -

一方、「外部評価／第三者評価」に頼りすぎるとは、事業者の間に評価の有用性が十分理解されず、評価が定着・普及しない懸念があることに注意する必要がある。評価される側の「評価リテラシー」も重要。

同時に、介入仮説自体の評価（セオリー評価）にはその分野に精通した者の関与が必要であり、データ収集・分析等ではその専門性が必要。これらも含め、アカデミアと現場が効果的に連携して、事業単位を超えた知見の創出・共有を評価によって達成できることを世に示す好機でもあると考えるべき。

利害関係者が評価に加わらない／その氏名公開という原則は、伴走支援者が指定活用団体・資金分配団体所属の場合の利害関係者の位置づけ、参加型評価等で率直な感想を引き出すための匿名の有用性など、原則の適用における注意が必要。

伴走支援に関しては、支援を実施する団体を資金分配団体と別団体とすること、あるいは、助成金の提供を決定するための事前・事後の評価を実施する権限者と、伴走支援を実施する部署・担当を明確に区分する必要がある。（第6回審議会の資料4に野村委員から同様の提案あり）

2. 評価の実施時期 [論点2]

○評価には、その実施時期から見て、-

(1) 事業の実施前に、事業の必要性・妥当性を判断するために実施する「事前評価」-

(2) 複数年度にわたり実施する事業について、成果の進捗状況を把握し、事業活動や資源配分の見直しを行うために、一定期間ごとに実施する「中間評価」-

(3) 事業終了後に、成果の達成状況や事業の妥当性の検証を行うために実施する「事後評価」-

(4) 事業終了後しばらく経過した後に、事業の副次的成果や波及効果等の把握、過去の評価の妥当性等の検証等を行うために実施する「追跡調査」-

がある。-

これらの評価は、全ての民間公益活動について一律に実施するのではなく、民間公益活動の目的・目標や規模・実施期間や性格、民間公益活動を行う団体の評価に係る負担等を考慮し、実施の可否や実施時期を決定する。 -

○また、これらの時系列的な評価は、民間公益活動の開始前にあらかじめそれぞれの実施時期、評価の目的、方法、評価結果の活用方策等を決定し、それらを有機的に連携して行うことによって、評価に連続性と一貫性をもたせる。 -

3. 評価方法 -

評価の実施主体は、評価における公正さ、信頼性、継続性を確保し、実効性のある評価が実施されるよう、あらかじめ評価の目的及び評価方法を明確かつ具体的に設定する。

=>変更提案：『必要性・妥当性、想定されるリスクや効率性、介入仮説自体の評価等』

=>変更提案：『成果の達成状況や事業の妥当性、持続性等』

「一律に実施するのではなく」という方針に賛成。助成の是非に結びつく評価と学び・改善目的の評価を区別するなど、上記の「評価の目的」の整理から実施における評価の多様性に結びつけるべき。

また、評価が事業者にとって負担にならないように、個々の評価の目的を明確にしたうえで、最も効果的・効率的な評価手法・時期を選択できるような仕組みの構築が必要である。

(1) 評価の観点 _[論点4]

○民間公益活動を行う団体については、民間公益活動による成果だけでなく、民間公益活動の革新性等も含めて、総合的に評価を行う必要がある。 _

○資金分配団体については、資金分配団体が助成等を行った民間公益活動による成果だけでなく、資金分配団体自身の活動（例；資金分配団体における助成手法の有効性）も含めて、総合的に評価を行う必要がある。 _

○指定活用団体については、個別の民間公益活動による社会的成果の拡大だけでなく、社会課題解決の担い手が育成され、資金分配団体・民間公益活動を行う現場の団体も含めた「社会課題解決のための持続的な仕組み」が創出されたかどうかといった観点も含めて、総合的に評価を行う必要がある。 _

(2) 評価方法の選択 _[論点5]

○社会的インパクト評価と言っても、分野や個々の組織・団体が実施する事業、また、評価の目的や利害関係者のニーズ等によって、評価の実施方法や内容は多種多様である。しかし、あまりにかけ離れた方法で個々の組織・団体が評価を実施すると、評価に対する信頼性や比較可能性が失われてしまい、評価の意義や効果が損なわれることになる。 _

○このため、評価の方法に多様性を確保しながらも、一定のルールに則り、評価を実施することが必要である。内閣府の「社会的インパクト評価検討WG報告書」において示されている「評価原則」を踏まえ

ここでいう「持続的な仕組み」は、指定活用団体が研究者等も巻き込んで「エビデンスに基づく社会改革センター」的役割を果たすことを想起させる。そのように展開していくことは好ましい。

評価の多様性と「一定のルール」のバランスが大事であるという姿勢に同意。多様性を確保するには、資金分配団体単位、あるいはセクターや規模といった単位で評価ルールを複数もつような「自由度」を確

て、指定活用団体において、具体的な「評価指針」又は「評価ルール」を策定することが必要である。 _

(3) 評価項目・評価基準の設定 _[論点6]

○評価の実施主体は、評価における信頼性、継続性を確保し、実効性のある評価を実施するために、事前に、民間公益活動の特性や評価の目的等に応じて、適切な評価項目・評価基準を明確かつ具体的に設定する。その際、評価の客観性を確保する観点から、測定可能（measurable）で効果があったと証明できる（proven）アウトカム指標を設定することが重要である。このため、定量的指標を基本とするが、対象によっては、定性的指標と定量的指標を併用する等、定量的な尺度に偏りすぎることのないように留意する。 _

○社会の諸課題の中には解決に時間を要するものがあるが、この場合には、長期間にわたって民間公益活動が実施されることになることから、①短期目標を定めた上でその時点の到達度を評価してから次の段階に進む方法（ステージゲート法）の導入、あるいは、②一定期間ごとの中間評価の実施等により、民間公益活動期間中の情勢の変化や目標の達成状況、進捗状況の把握をしやすくする必要がある。このタイミングで、目標の再設定や、事業の加速・中止も含めた事業変更の検討を行うことも考えられる。 _

○なお、定量的な評価指標を設定することの民間公益活動への影響等についても十分に考慮し、評価の基準として取り扱う評価指標と、民間公益活動の進捗状況を把握するために必要なモニタリング指標とを適切に分けて取り扱う必要がある。 _

保すべきではないか。

『具体的な「評価指針」又は「評価ルール」を策定する』とあるが、これを策定すべきは指定活用団体なのか？上述のように「評価指針」又は「評価のルール」策定に関しては、民間公益活動に詳しい評価専門家の関与が必要。

「評価の客観性」と「定量的指標」は必ずしも対応するものではない。定量がより客観的であるような印象を流布させるのは避けるべき。

以下で、モニタリングについては「民間公益活動の推進状況等に関する調査」と定義されているが、ここでいう「評価指標」と「モニタリ

4. モニタリングと評価結果の点検・検証 _

(1) モニタリング _[論点3]

民間公益活動が着実に成果をあげているかを継続的に把握し、推進するために、 _

○資金分配団体は、民間公益活動を行う団体に対して、民間公益活動の推進状況等に関する調査（現地調査を含む）等（以下、「モニタリング」という。）を随時実施し、必要な協力・支援・提言を行う。 _

○指定活用団体は、資金分配団体から、民間公益活動の進捗状況について、年度途中で報告を受けるとともに、資金分配団体に対して、モニタリングを随時実施し、必要な協力・支援・提言を行う。 _

○休眠預金等活用審議会は、指定活用団体から、民間公益活動促進業務の進捗状況について、年度途中で報告を受けるとともに、必要があると認めるときは、内閣総理大臣に勧告する。 _

(2) 評価結果の点検・検証 _[論点7]

さらに、評価の妥当性・客観性を担保するために、 _

○民間公益活動を行う団体は、自己評価を行った場合には、「評価報告書」を作成し、資金分配団体に報告するものとする。資金分配団体は、民間公益活動を行う団体の「評価報告書」の妥当性・客観性について点検・検証を行う。 _

○資金分配団体は、自己評価を行った場合には、「評価報告書」を作成し、指定活用団体に報告するものとする。指定活用団体は、資金分配団体の「評価報告書」の妥当性・客観性について点検・検証を行う。 _

○指定活用団体は、自己評価を実施した場合には、「評価報告書」を

「モニタリング指標」がいかに関連するかが明確でない。概念整理が必要。

ここでいうモニタリングが、形成的評価の側面をもつのであれば、「介入に対する協力・支援・提言」を含むはずであり、そうであれば、そのように定義づけることが必要。

自己評価を基本し、その上位団体が「点検・検証を行う」という構図になっているが、この「点検・検証」は具体的にどう行うのだろうか。また、資金提供者は利害関係者であり、その点も含め、「点検・検証」の仕組みについては整理が必要。

同上。

作成し、休眠預金等活用審議会に報告するものとする。休眠預金等活用審議会は、指定活用団体の「評価報告書」を踏まえ、民間公益活動促進業務の実施状況の監視を行う。 _

5. 評価結果等の活用 _[論点8]

○民間公益活動に休眠預金を活用していることに関する国民に対する説明責任を果たすとともに、民間公益活動の成果に係る評価の公正性と透明性を確保し、また、民間公益活動の成果や評価結果が社会において広く活用されるように、評価の実施主体は評価結果を国民にわかりやすい形で、積極的に公表する。その際、指定活用団体は、自らの評価結果だけでなく、資金分配団体や民間公益活動を行う団体の評価結果についても、HP上でまとめて見ることができるようにする。

○この場合、個人情報の保護、知的財産の保護等に配慮しつつ、評価の結論だけでなく、民間公益活動の目標、実施内容、得られた成果、さらに、評価結果による新たな民間公益活動の展開等も含めて、わかりやすくまとめて公表する。 _

○指定活用団体及び資金分配団体が、評価結果の点検・検証を行った場合には、点検・検証結果を国民に分かりやすい形で、積極的に公表する他、その中身については、当事者からの求めに応じて点検・検証結果を開示することが望ましいのではないかと。 _

III. 留意すべき事項 _

1. 革新性を重視した民間公益活動の促進 _[論点9]

○民間公益活動の目的・目標にあわせて、評価項目、評価基準を設定する必要がある。すなわち、革新性を重視した民間公益活動と、他の民間公益活動を同じ評価項目・評価基準で評価することは好ましくな

=>変更提案：『民間公益活動の目標、実施内容、得られた成果、得られた知見・学び、さらに、評価結果による新たな民間公益活動の展開等も含めて』

い。 _

○革新的な民間公益活動とは、目標の達成確率は低い（ハイリスク）ものの、実現すれば、社会のあり方に大きな変革（ソーシャル・イノベーション）をもたらすような民間公益活動である。こうしたソーシャル・イノベーションの実現を目指すためには、達成すべき成果を事前に明示しつつも、解決手法の柔軟性・自由度を確保する必要がある。

このため、社会情勢の変化や民間公益活動の進捗状況に応じ、目標やアプローチ等の妥当性について、民間公益活動開始後も絶えず検証し、見直しを実施する必要がある。 _

○ハイリスクであることを前提として、目標通りに成果が得られなかった場合においても、革新性について積極的に評価する他、技術的な限界・ノウハウ・うまくいかなかった要因等の知見、副次的成果や波及効果等を積極的に評価することが必要である。 _

2. 民間公益活動の効果的・効率的な推進 _[論点10]

○民間公益活動の評価は、それ自体を目的とするのではなく、成果の実現を目指して、評価結果を、民間公益活動の見直しや、人材等の資源配分、さらには、新たな民間公益活動の企画立案に反映させる等、

「目に見えた成果を生み出すことが求められている」（確認3）や「民間公益活動が着実に成果をあげているかを継続的に把握し」（論点3）という文言がある中で、「ハイリスク」＝目に見える成果が短期間で出るとは想起しにくい活動の支援に言及していることは評価できる。全体の構成として、まず、革新性に3つのタイプ（持続的、制度的、破壊的）があり、いずれのタイプの革新性も認められること、その上で、破壊的革新の場合には、ハイリスクとなる性格から、「II. 民間公益活動の評価」の例外的扱いとする、と位置づけることは一案。

また、特に一見地道な活動で「持続的イノベーション」を起こしていくことも革新として捉えるべきなど、革新の多様性に明示的に言及する必要がある。

多様な革新的活動を評価するには、「目標やアプローチ等の妥当性について...検証（する）」だけでなく、「ニーズ評価」や「プロセス評価」などの評価手法を駆使することが必要となる。

民間公益活動のマネジメントの中で評価を有効に機能させることが必要である4。 _

4 最近、欧米では、単に成果を評価するだけでなく、成果の達成状況を把握した上で、成果を拡大させる方向で、資源配分、事業運営等を見直す「インパクト・マネジメント」の方向にシフトしつつある。 _

○評価を効果的・効率的に実施するためには、人、予算、データベースなどの資源を確保することが重要である。特に、指定活用団体は、民間公益活動の内容、民間公益活動の成果、評価結果等の評価関連情報のデータベース化、標準化されたID等の導入等、評価結果や民間公益活動に関する種々の情報を構造的に整理した上で、これを広く公開し、さまざまな評価の場面で横断的かつ相互に活用できるような取組を進めるなど、社会的インパクト評価の「知の構造化センター(ナレッジセンター)5」の役割を積極的に果たすことが望まれる。 _

5 「知の構造化センター(ナレッジセンター)」とは、知識を集約し、体系化して利用可能な状態で情報発信を行う中心組織。 _

3. 評価に係る負担の軽減 _[論点11]

○成果を把握して必要な評価を行うことは重要であるが、評価の実施には相当なコストを要するの事実である。評価に関するコストは、本来、受益者である事業者自身が負担すべきものである。ただし、社会的インパクト評価がまだまだ普及していない我が国の現状と、休眠

ナレッジセンターに近いものは、社会的インパクト評価イニシアチブでも構想しており、休眠預金との連動が見込まれる。ただし、ここで言われるようなインフラ構築には投資が必要で、その資金源をどうするか明確にすることが必要。また、単純に散発的な事業評価を積み上げて「ナレッジ」にはならない。重要な介入仮説を示し、その実施をコントロールするなど、異なる地域での同時介入を運営できるようなエビデンスの生成能力を持つべきで、そのような構想がナレッジセンターには求められる。

評価コストの負担に関しては、「本来」どうあるべきか、「休眠預金活用」においてどうあるべきか、両面でしっかり議論することが必要。「本来、事業者自身の負担」という場合、評価コストを事業者が

預金活用の成果に関し国民に対する説明責任が強く求められていることに鑑み、当分の間は、休眠預金を活用して、社会的インパクト評価を実施する際に生じる外部の評価専門家への相談を支援する仕組みを指定活用団体において検討する必要がある。

○民間公益活動の評価は、本来なすべき民間公益活動の妨げにならず、本末転倒にならないように、社会的成果の最大化に向けた実効的な評価とする必要がある。

(参考1) 成果に着目した助成について
(省略)

(参考2) 評価水準の向上について
○社会的成果については、客観的な計測がより困難であることから、評価方法の検討に当たっては、我が国の実情に応じた評価方法を開発

いかに捻出するかと課題が残る。「休眠預金活用」においては、「外部の評価専門家への相談を支援する仕組みを指定活用団体において検討する必要」からさらに踏み込んで、評価コストそのものの負担に関する議論が必要。

事業収益だけで事業を継続できない非営利・公益の事業には、補助金・助成金の提供が必須である。したがって、評価によって事業の品質を向上させ、より大きな社会的成果を生み出すための評価コストが補助金・助成金に含まれる（評価活動に使用が許される）ように考え方を変革し、評価を行うことが当たり前という文化を作り上げることが必要。

「本末転倒にならないように、社会的成果の最大化に向けた実効的な評価とする必要がある」については、留意点にとどめず、評価の目的に盛り込むべき。

上記の「留意すべき事項」の追加事項として、評価の実施により資金獲得能力がある（規模が大きい、書類作成能力が高いなど）事業者に資金が集中し、地域のNPO等の寡占が進むといった現象が派生する可能性の功罪について十分議論する必要がある。

していく必要がある。その際、海外の先行事例も参考にして、評価項目・評価基準を設定するなど、評価が国際的にも高い水準で実施されるように取り組んでいく必要がある。 _

○平成28年6月に設立された「社会的インパクト評価イニシアチブ」は、我が国における社会的インパクト評価を推進するために、民間事業者、シンクタンク、中間支援組織、資金提供者、研究者、行政等が連携したマルチセクター・イニシアチブである（現在145団体）。

<http://www.impactmeasurement.jp/>

○平成29年には、2020年までに日本における社会的インパクト評価を推進するビジョン及び必要な取組をまとめた「社会的インパクト評価に向けたロードマップ」を作成し、現在、ロードマップ実現に向けたアクションプランを作成、実行している10。 _

10 GSG社会的インパクト投資タスクフォース日本国内投資委員会では、「社会的インパクト評価ツールセット実践マニュアル」や各分野におけるロジックモデルや成果指標、測定方法を例示した「ツールセット」を順次作成する取組を進めている（現在、5分野作成済）。 _

（参考3） _評価の報告・開示について _

○評価の報告についても、多様性を保ちながらも、一定のルールに則って行われることが信頼性や比較可能性の観点から重要である。内閣府の社会的インパクト評価検討WG報告書でも、報告・開示の原則として、重要性、信頼性、比較可能性に加え、「原則を実施するか、実施しない場合は、その理由を説明する」（Comply or explain）という考え方を示している。 _

○こうした点を踏まえると、利害関係者による事業の理解や評価結果の信頼性の判断に必要な情報を積極的に報告・開示することを求める

ことにする。ただし、比例性の原則に基づき、評価の目的、利害関係者のニーズと、報告・開示者の負担のバランスを考慮することが前提である 11。 _

11 「社会的インパクト評価検討WG報告書」では、以下のような事項を例示している。 _

- ① _組織・事業の概要、関連する利害関係者、ロジックモデル／変化の理論 _
- ② _評価対象とする事業の範囲、利害関係者及びアウトカム、その選定理由 _
- ③ _評価の方法（評価の手法、アウトカムごとの指標とデータ収集方法）、その選定理由 _
- ④ _評価の結果（アウトカムの根拠、アウトカムの分析結果、分析の限界を含む） _
- ⑤ _評価結果の意思決定への活用 _